USA	USAA_101	170.00	-145.55	19.50				CB_RSS_USAA		39.35		MODTES	57.00	CR		87.0		27MOG7W		7A	P	
USA	USAA_102	170.00	-145.55	19.50				CB_RSS_USAA		39.35		MODTES	57.00	CL		87.0		27MOG7W		7A	P	
UZB	UZB07100	33.80	63.80	41.21	2.56	0.89	159.91	MODRSS		40.84		MODTES	57.00	CR		82.0		27MOG7W			P	
VTN	VTN32500	107.00	106.84	14.21	3.43	1.76	109.43	MODRSS		36.64		MODTES	57.00	CR		84.0		27MOG7W			P	
VUT	VUT12801	140.00	168.00	-16.40	1.52	0.68	87.00	MODRSS		44.30		MODTES	57.00	CL		84.0		27MOG7W		7B	P	
VUT	VUT12802	140.00	168.00	-16.40	1.52	0.68	87.00	MODRSS		44.30		MODTES	57.00	CR		84.0		27MOG7W		7B	P	
ZMB	ZMB31400	-0.80	27.50	-13.10	2.38	1.48	39.00	MODRSS		38.98		MODTES	57.00	CR		84.0		27MOG7W			P	
ZWE	ZWE13500	-0.80	29.60	-18.80	1.46	1.36	37.00	MODRSS		41.47		MODTES	57.00	CL		85.0		27MOG7W			P	

付録第30B号　4500-4800MHz、6725-7025MHz、10.70-10.95GHz、11.2-11.45GHz及び12.75-13.25GHzの周波数帯における固定衛星業務のための規定及び関連するプラン

第６条　区域分配の割当てへの変換、追加的なシステムの導入又はリストの中の割当ての変更のための手続[1, 2]

改　6.28　不可判定の原因となった割当てが、6.1に定められている期限内又は6.31の2により延長された期間内に使用開始されなかった場合には、それに伴い、リスト内での割当ての位置付けは見直される。

追　6.31の2　衛星通信網の宇宙局への割当ての6.31の使用開始期限は、次の場合の打上げ失敗においては、３年を超えない範囲内で１度延長することができる。

―　割当てを使用しようとする衛星の破壊

―　別の割当てを使用するために再配置しようとする既に運用中の衛星の置き換えのために打ち上げる衛星の破壊

―　衛星を打ち上げたが割当て軌道位置に到達しない場合

この期限延長が承認されるためには、打上げ失敗の日付は、全ての付録第４号のデータの受領日から早くとも５年後でなければならない。いかなる場合にも期限の延長期間は、３年間と、打上げ失敗の日付から期限の終了までの残り期間との時間差を超えてはならない。この延長を利用するために、主管庁は、打上げ失敗の１か月以内又は2012年２月17日以降１か月以内のいずれか遅い方で、打上げ失敗を書面にて無線通信局に通告し、6.31の期限の終了以前に無線通信局に次の情報も提供しなければならない。

―　打上げ失敗の日付

―　宇宙局が運用しようとする衛星通信網に決議第49（WRC-12、改）の規定が適用される場合で、打上げ失敗した衛星に対する割当てについての情報を提供していない場合、決議第49（WRC-12、改）の規定で要求される真正性情報

決議第49（WRC-12、改）の規定が適用される衛星通信網又は衛星システムに関して、主管庁が延長要請の１年以内に新たな衛星の調達に関する更新された決議第49（WRC-12、改）に規定する情報を無線通信局に届け出なかった場合、当該周波数割当ては失効する。

改　6.32　6.31又は6.31の2による使用開始日の30日前に、無線通信局は、注意を喚起するため割当ての使用を開始していない通告主管庁に電報又はファクシミリを送る。

6.33

改　i）　割当てが必要なくなったとき

ii）　リストに記録され使用開始された割当てが、２年を超えて停止され、6.31で定められている期日の期限が切れているとき

iii）　6.35及び7.7が適用になる、新規加盟国によって提出された割当ての場合を除き、リストに記録された割当てが、6.1によって（又は6.31の2により延長した場合には延長期間内において）無線通信局が関係する完全な情報を受領した日から８年以内に使用開始されなかったとき

無線通信局は、以下を行うものとする。

a）　国際周波数情報回章の特別節において、関連の特別節及び付録第30B号リストに記録されている割当ての取消しを公表する。

b）　取り消される割当てが変更を加えることなく区域分配を転換した結果であるときは、